

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
大阪府柔道整復師会医療スポーツ専門学校		平成22年4月1日		徳山 健司		〒 550-0004 (住所) 大阪府大阪市西区靱本町3-10-3 (電話) 06-6444-4171				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
公益社団法人大阪府柔道整復師会		昭和35年9月2日		徳山 健司		〒 555-0004 (住所) 大阪府大阪市西区靱本町3-10-3 (電話) 06-6444-4151				
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度				
医療	医療専門課程	柔道整復学科		-	平成17(2005)年度	平成30(2018)年度				
学科の目的	柔道整復師学校養成指定規則に基づき、柔道整復師に関する知識・技能を教授し、もって医の倫理、科学的精神の確立を創造できる有資格者を養成するとともに、高い倫理観と高い技能を兼ね備えた国民保健に寄与する人材を育成すること。設立当初より少人数制の4年制教育課程とし、実技・実習教育を柱として実践力のある職業型医療人の育成を目指す。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	在学中に取得可能な資格:健康運動実践指導者、JSA-CSTP認定トレーナー資格									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 3,298 単位			2,266 単位時間		1,032 単位時間			
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)						
120人	49人	0人		0%						
就職等の状況	■卒業者数(C)		:		2		人			
	■就職希望者数(D)		:		1		人			
	■就職者数(E)		:		1		人			
	■地元就職者数(F)		:		1		人			
	■就職率(E/D)		:		100		%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		:		100		%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		:		50		%			
■進学者数		:		1		人				
■その他										
(令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報)										
■主な就職先、業界等		接骨院・整形外科・クリニック・教育機関								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL https://osaka-jyusei.ac.jp/publics/index/17/									
当該学科のホームページURL	https://osaka-jyusei.ac.jp/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数		3,298 単位時間							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		195 単位時間								
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間								
うち必修授業時数		3,298 単位時間								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		195 単位時間								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間								
(B:単位数による算定)										
総授業時数		単位								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位								
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位								
うち必修授業時数		単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)				6人			
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0人			
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0人			
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)				3人			
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0人			
	計						9人			
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		6人								